

摂津市事前協議制度実施要綱

(平成24年12月11日)
(摂 都 建 第 195 号)

(趣旨)

第1条 この要綱は、都市計画法(昭和43年法律第100号)に基づく事務のうち、摂津市建設部建築課所管に係る事務の円滑な処理と適正な法の運用を図るため事前協議制度を設け、その運用について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において事前協議とは、開発又は建築(以下「開発等」という。)をしようとする者が、法に基づく申請に先立ち、あらかじめ当該計画の概要について摂津市長と協議し、指導を受けることをいう。

(適用の範囲)

第3条 事前協議は、摂津市内において行う次に掲げる開発等をしようとする者について適用するものとする。

- (1) 都市計画法第29条第1項の規定による開発行為許可
- (2) その他市長が必要と認めるもの

(事前協議の内容)

第4条 事前協議は、開発等の計画について市長が、法に基づく申請に先立ち、必要と判断する事項及び開発等をしようとする者からの質問のあった事項について行うものとする。

(事前協議の手続)

第5条 事前協議を行おうとする者は、あらかじめ別記様式に定める事前協議書正本1通及び副本1通に必要事項を記入し、別表に掲げる図書を添付して行うものとする。

- 2 前項に定めるもののほか、事前協議を行おうとする者は、前項の事前協議書のほか、市長が定める書面を別に提出するものとする。
- 3 事前協議を受けた市長は、第1項の事前協議書の内容を審査するほか、必要に応じて当該事前協議書を利用して、他法令所管部局等と協議調整を行うものとする。
- 4 事前協議が完了したときは、前条の申請をしようとする者に事前協議書副

本を返却するものとする。

(事前協議書の有効期間)

第6条 事前協議書の有効期間は、市長が事前協議書を返却した日から起算して1年とする。

2 前項の有効期間を経過したときは、事前協議書はその効力を失う。ただし、当該有効期間の経過前に開発等をしようとする者から法に基づく申請ができない旨の申出があり、市長がやむを得ないと認めたときは、この限りでない。

(法に基づく申請)

第7条 都市計画法その他の法令に基づく申請をするときは、当該法令の規定による申請書（副本）に事前協議書原本を添付して行うものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年1月1日から実施する。

附 則（令和7年1月16日摂建築第395号）

この要綱は、令和7年1月16日から実施する。